

第63回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2023年6月23日（金曜日）
午前10時00分（受付開始 午前9時00分）

場所

東京都千代田区神田須田町一丁目25番地
J R 神田万世橋ビル
ステーションコンファレンス万世橋（4階）

■ 招集ご通知

■ 参考書類

■ 決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 取締役5名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 当社執行役員及び従業員並びに当社子会社取締役に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

■ 事業報告／計算書類（連結・個別）／監査報告

信越ポリマー株式会社

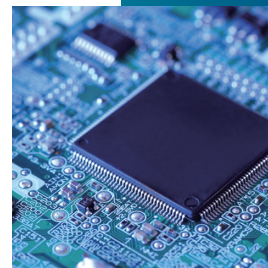
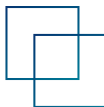
証券コード:7970



議決権行使が簡単に！

「スマート行使[®]」対応

スマートフォンからQRコード[®]を読み取ることで、議決権を簡単に行使いただけます。



【株主様へのお願い】

株主総会へのご出席につきましては、総会当日のご自身の体調等をご勘案のうえ、ご判断いただきますようお願い申し上げます。また、当日のご来場に代えて、郵送又はインターネット等による議決権の行使もご利用いただけますようお願い申し上げます。なお、総会当日、会場での土産の配布はございません。



代表取締役社長 小野 義 昭

株主の皆様へ

株主の皆様には、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、第63回定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、ご挨拶申し上げます。

当連結会計年度の業績は、以下にご報告申し上げますとおり、売上高は、前期に比べ増収となり、利益につきましては、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益のいずれも、前期に比べ増益となりました。期末配当金につきましては、1株につき20円とし、本総会に上程させていただきたいと存じます。これにより、当期の年間配当金は、先にお支払いいたしました中間配当金と合わせて、前期に比べ12円増配の1株につき38円となり、5期連続の増配となります。

当社グループは、2023年から始まる5か年の中期経営計画「Shin-Etsu Polymer Global & Growth 2027」を策定し、スタートいたしました。ビジネス環境の急激な変化に適切に対応しつつ、事業戦略、財務・非財務戦略を実行することで、当社グループ企業理念「遵法に徹して公正な企業活動を行い、技術と製品による価値を創造し、社会と産業の発展に貢献する」ことを目指し、企業価値の向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、より一層のご理解、ご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。

目次

第63回定時株主総会招集ご通知 P 2

株主総会参考書類 P 6

事業報告 P 20

連結計算書類 P 44

計算書類 P 47

監査報告 P 49

(証券コード 7970)
2023年6月2日

株 主 各 位

東京都千代田区大手町一丁目1番3号
信越ポリマー株式会社
代表取締役 小野 義昭
社 長

第63回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第63回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.shinpoly.co.jp/ja/ir/stock/meeting.html>

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「信越ポリマー」又は「コード」に当社証券コード「7970」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日のご出席に代えて、書面又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、2023年6月22日（木曜日）午後5時35分までに、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するよう折り返しご返送いただきたくお願い申し上げます。

【インターネット等による議決権行使の場合】

後記の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 開催日時	2023年6月23日（金曜日）午前10時00分（受付開始 午前9時00分）
2. 開催場所	東京都千代田区神田須田町一丁目25番地 JR神田万世橋ビル ステーションコンファレンス万世橋（4階）
3. 会議の目的事項	<p>報告事項</p> <p>1. 第63期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>2. 第63期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類の内容報告の件</p> <p>決議事項</p> <p>第1号議案 剰余金の配当の件</p> <p>第2号議案 取締役5名選任の件</p> <p>第3号議案 監査役2名選任の件</p> <p>第4号議案 当社執行役員及び従業員並びに当社子会社取締役に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件</p>
4. 招集に当たっての決定事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 議決権行使書面に議案に対して賛否の表示をされないときは、賛成の意思表示をされたものとして当社は取り扱います。 ● 議決権行使書面とインターネット等による方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしたします。 ● インターネット等の議決権行使により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを株主様の意思表示として当社は取り扱います。

以上


- 電子提供措置事項のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制に関する事項」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」、並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。従いまして、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査役が監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類、並びに会計監査人が監査をした連結計算書類及び計算書類の一部です。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにてその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使のご案内


株主総会参考書類（P6～P19）をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。
議決権のご行使には以下の3つの方法がございます。

A 株主総会への出席による議決権行使




同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、第63回定時株主総会招集ご通知(本書)をご持参ください。

B 書面による議決権行使



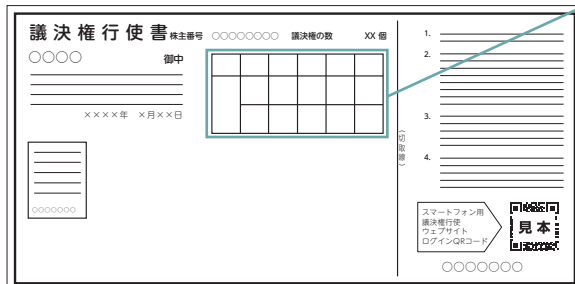
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2023年6月22日(木曜日)午後5時35分までに到着するようご返送ください。
詳しくは、下記をご覧ください。

C インターネット等による議決権行使



インターネット等による議決権行使のご案内(P5)をご参照のうえ、スマート行使又は、議決権行使ウェブサイト(<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>)にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従い、2023年6月22日(木曜日)午後5時35分までに議案に対する賛否をご入力ください。

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 股
御中
××××年 ×月××日
○○○○○○○

1. _____
2. _____
3. _____
4. _____

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

※議決権行使書はイメージです。

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

第1号議案・第4号議案

- 賛成の場合 → 「賛」の欄に○印
- 否認する場合 → 「否」の欄に○印

第2号議案・第3号議案

- 全員賛成の場合 → 「賛」の欄に○印
- 全員否認する場合 → 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を否認する場合 → 「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

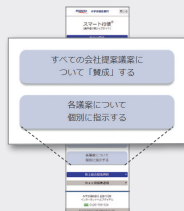
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

ご了承ください事項

- 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等による行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
- インターネット等で複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。

機関投資家の皆様へ

- 議決権行使の方法として、「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

インターネット等による議決権の行使に関するスマートフォン、パソコン等の操作方法がご不明な場合は、右記の専用ダイヤルにお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

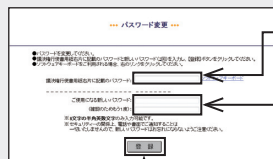
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の配当の件

剰余金の配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

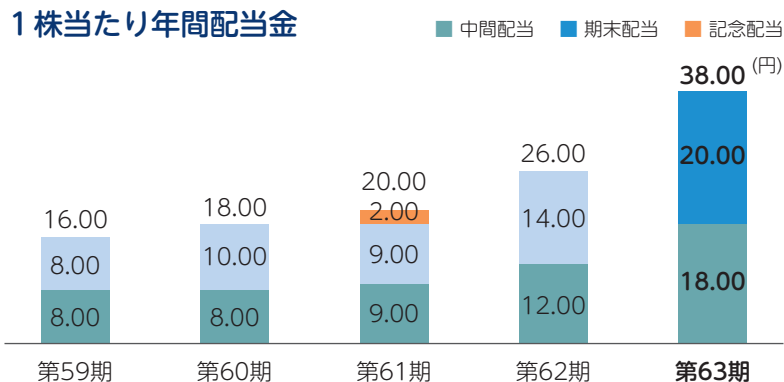
当社は、株主の皆様への利益還元を重要課題のひとつとして認識しております。

経営基盤の強化と持続的成長による企業価値の向上を目的として、財務体質の健全性並びに研究開発投資や生産設備投資及びM&Aなどのための資金を確保しつつ、業績に応じた中期的に安定的な配当を継続して行うことを基本方針としております。

当期の期末配当金につきましては、業績と今後の事業展開等を総合的に勘案し、1株につき20円とさせていただきますと存じます。これにより、中間配当金18円を加えた年間配当金は、1株につき38円となり、前期と比較して12円の増配となります。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金20円 総額1,618,649,180円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
2023年6月26日



第2号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（5名）が任期満了となります。

つきましては、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

下記の取締役候補者は、指名・報酬委員会の答申に基づき、取締役会において決定したものです。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位及び担当		取締役会出席回数
1	おの 小野 義昭	代表取締役社長 社長執行役員	再任	14/14回
2	でと 出戸 利明	取締役 専務執行役員 営業本部長	再任	14/14回
3	すがの 菅野 悟	常務執行役員 開発本部長	新任	—
4	とどろき 轟 茂道	取締役	再任 社外 独立	14/14回
5	みやした 宮下 修	取締役	再任 社外 独立	14/14回

候補者番号

1

おの よしあき
小野 義昭

1944年1月1日生

再任

■ 所有する当社株式の数

158,400株

■ 取締役会への出席状況

14回/14回

■ 在任年数

10年

■ 略歴並びに当社における地位及び担当

1967年 4月 信越化学工業株式会社入社

2000年 6月 同社シリコン電子材料技術研究所長

2003年 6月 同社取締役

2004年11月 同社新規製品部長

2005年 6月 同社常務取締役

2007年12月 同社研究開発部長・特許部長

2009年 6月 同社代表取締役専務・シリコン事業本部長

2013年 6月 当社代表取締役社長（現任）

2021年 6月 当社社長執行役員（現任）

■ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

■ 取締役候補者とした理由

小野義昭氏は、信越化学工業株式会社でのシリコン事業を中心とした幅広い知見や経験を有し、当社代表取締役就任後は、強いリーダーシップを発揮し、当社の業績回復に尽力していることから、引き続き取締役会での監督機能や当社の企業価値向上への貢献ができると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

2

で と としあき
出戸 利明

1952年12月17日生

再任

■ 所有する当社株式の数

88,300株

■ 取締役会への出席状況

14回/14回

■ 在任年数

11年

■ 略歴並びに当社における地位及び担当

1980年10月 当社入社

1997年 6月 当社機能製品事業本部OAグループマネジャー

2007年 6月 当社高機能製品事業本部機能製品事業部長

2012年 6月 当社取締役

2013年 6月 当社高機能製品事業本部長

2014年 4月 当社営業本部長（現任）

2016年 6月 当社常務取締役

2018年 6月 当社専務取締役

2021年 6月 当社取締役・専務執行役員（現任）

■ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

■ 取締役候補者とした理由

出戸利明氏は、主に精密成形品事業に従事し、営業における豊富な経験や知見を有しており、現在は、営業本部の責任者を務めるなど、引き続き当社の企業価値向上への貢献ができると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

3

菅野 悟

1954年10月7日生

新任

■ 所有する当社株式の数

51,900株

■ 取締役会への出席状況

-

■ 在任年数

-

■ 略歴並びに当社における地位及び担当

1978年 4月	当社入社	2009年 6月	当社児玉工場長
1995年 4月	当社児玉工場SR開発グループマネジャー・生産技術グループマネジャー	2013年 6月	当社取締役
2002年 2月	当社児玉工場SR生産部長	2016年 4月	当社開発本部長（現任）
2003年 4月	当社高機能製品事業本部機能製品事業部SR生産統括部長	2019年 6月	当社常務取締役
2008年 4月	当社高機能製品事業本部機能製品事業部SR技術・生産統括部長	2021年 6月	当社常務執行役員（現任）

■ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

■ 取締役候補者とした理由

菅野悟氏は、主に精密成形品事業に従事し、研究開発、生産技術などに携わり、豊富な知見や経験を有しており、現在は開発本部の責任者を務めるなど、当社の企業価値向上への貢献ができると判断し、取締役候補者としてしました。

候補者番号

4

とどろき
轟 しげみち
茂道

1946年11月9日生

再任

社外

独立

■ 所有する当社株式の数

-

■ 取締役会への出席状況

14回/14回

■ 在任年数

8年

■ 略歴並びに当社における地位及び担当

1972年 3月	公認会計士登録	2007年 8月	新日本監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）代表社員
1988年 6月	監査法人中央会計事務所代表社員	2011年 6月	財団法人産業経理協会（現 一般財団法人産業経理協会）監事
2005年 5月	轟 茂道税理士事務所所長（現任）	2013年 9月	公認会計士轟 茂道事務所所長（現任）
2006年 1月	公認会計士試験（口述）試験委員	2015年 6月	当社取締役（現任）

■ 重要な兼職の状況

公認会計士・税理士 轟 茂道事務所所長

■ 社外取締役候補者とした理由

轟 茂道氏は、公認会計士及び税理士として、長年培われてきた知識及び経験により、客観的かつ専門的な視点から、引き続き当社取締役会の意思決定及び取締役の職務執行の監督など、社外取締役として期待される役割を十分に発揮いただけるものと判断し、社外取締役候補者としてしました。

轟 茂道氏は、会社の経営に直接関与された経験はありませんが、長年の公認会計士及び税理士としての豊富な知識及び経験により、会社経営を監督する十分な見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。また、轟 茂道氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役に就任してからの年数は8年です。なお、轟 茂道氏は、公認会計士・税理士 轟 茂道事務所の所長を務めておりますが、同所と当社との間には特別の関係はありません。

候補者番号

5

みやした
宮下

おさむ
修

1954年12月18日生

再任

社外

独立

■ 所有する当社株式の数

—

■ 取締役会への出席状況

14回/14回

■ 在任年数

4年

■ 略歴並びに当社における地位及び担当

1978年 4月 三菱商事株式会社入社

2010年 4月 同社理事関西支社副支社長

2011年 4月 同社理事リテイル・ヘルスケア本部長

2015年 4月 エム・シー・ヘルスケア株式会社代表取締役社長

2019年 4月 同社顧問

2019年 6月 当社取締役（現任）

■ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

■ 社外取締役候補者とした理由

宮下修氏は、総合商社において主に医療品事業分野での豊富な経験と見識を有しており、そうした観点から、当社の経営に対し、客観的でかつ適切な監督など社外取締役として期待される役割を十分に発揮いただけるものと判断し、社外取締役候補者となりました。また、宮下修氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役に就任してからの年数は4年であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各候補者のうち、過去10年間に於ける親会社である信越化学工業株式会社及びその子会社等の業務執行者であった者の地位及び担当は、上記「略歴並びに当社における地位及び担当」欄に記載のとおりであります。
3. 轟 茂道氏及び宮下修氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、轟 茂道氏及び宮下修氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。本総会において両氏の再任が承認された場合、引き続き両氏を独立役員として指定する予定であります。
5. 候補者との責任限定契約
当社は、社外取締役との間に会社法第427条第1項の規定により損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。
当社は、社外取締役候補者轟 茂道氏及び宮下修氏との間で、会社法第427条第1項の規定により損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結しております。轟 茂道氏及び宮下修氏が取締役に再任された場合、当社は両氏との間で、当該責任限定契約を継続する予定であります。当該責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。
当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める最低責任限度額とする。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容は、事業報告のP36に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 宮崎盛雄氏及び細木幸仁氏が退任いたします。
つきましては、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。
なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

とりまる よしあき
鳥丸 義明

1961年8月6日生

新任

■ 所有する当社株式の数

-

■ 取締役会への出席状況

-

■ 監査役会への出席状況

-

■ 在任年数

-

■ 略歴並びに当社における地位

1985年 4月 当社入社

1993年 1月 Shin-Etsu Polymer (Malaysia) Sdn. Bhd. 営業
マネジャー

1999年 3月 当社RC事業本部

2008年 8月 Shin-Etsu Polymer India Pvt. Ltd. 取締役

2012年10月 当社電子デバイス事業本部営業本部

2014年 4月 当社社長室

2021年 6月 当社社長室長（現任）

■ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

■ 監査役候補者とした理由

鳥丸義明氏は、主に電子デバイス事業に関わる海外事業や営業業務に従事し、現在は経営企画部門、広報・IR部門の責任者を務めるなど、豊富な経験や知識を有しており、それらを当社の監査体制の強化に活かしていただけるものと判断し、監査役候補者となりました。

候補者番号

2

もりやともこ
森谷 知子

1970年5月6日生

新任

社外

独立

■ 所有する当社株式の数

-

■ 取締役会への出席状況

-

■ 監査役会への出席状況

-

■ 在任年数

-

■ 略歴並びに当社における地位

2006年 1月 サン・マイクロシステムズ株式会社財務経理部長
2009年 5月 ダノンジャパン株式会社財務経理部シニアマネジャ

2014年12月 株式会社JMC取締役兼CFO

2019年 7月 株式会社Integrity Associates 代表取締役（現任）

2020年 6月 一般社団法人Japan Society of U.S. CPAs副代表理事（現任）

■ 重要な兼職の状況

株式会社Integrity Associates 代表取締役
一般社団法人Japan Society of U.S. CPAs副代表理事

■ 社外監査役候補者とした理由

森谷知子氏は、事業会社における経理、財務等幅広い分野での豊富な経験を有し、加えて、米国公認会計士及び公認不正検査士としての専門的見識を有しており、それらを当社の監査体制の強化に活かしていただけるものと判断し、監査役候補者としてしました。なお、森谷知子氏は、株式会社Integrity Associatesの代表取締役および一般社団法人Japan Society of U.S. CPAsの副代表理事を務めておりますが、これらの法人と当社との間には特別の関係はありません。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 森谷知子氏は、社外監査役候補者であります。
3. 鳥丸義明氏は、監査役への就任と同時に当社の業務執行者を退任する予定であります。
4. 本総会において、森谷知子氏が原案どおり選任された場合は、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定です。
5. 候補者との責任限定契約
当社は、社外監査役との間に会社法第427条第1項の規定により損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。
社外監査役候補者森谷知子氏が監査役に選任され就任した場合には、当社は同氏との間で、当該責任限定契約を締結する予定であります。
当該責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。
当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める最低責任限度額とする。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容は、事業報告のP36に記載のとおりです。監査役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考)

社外役員の独立性基準

当社は、当社の社外役員の独立性を判断する基準として、以下に掲げる事項に該当しない者であることとします。

1. 当社及び当社の親会社、子会社、関連会社（兄弟会社を含む。以下同じ。）の業務執行者（取締役（社外取締役を除く。）、執行役、執行役員その他これらに準ずる者及び使用人をいう。以下同じ。）
2. 当社の親会社の監査役
3. 当社の主要な取引先及び当社を主要な取引先とする者（法人等である場合は、当該法人等の業務執行者）
4. 当社に対し、法律、財務、税務等に関する専門的なサービスもしくはコンサルティング業務を提供して多額の報酬を得ている者（法人等である場合は、当該法人等に所属する者）
5. 当社から多額の寄附を受け取っている者（法人等である場合は、当該法人等の業務執行者）
6. 最近において上記1. から5. のいずれかに該当していた者
7. 以下の各号に掲げる者（重要な者（注）に限る。）の二親等以内の親族
 - (1) 当社及び当社の親会社、子会社、関連会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、当社子会社の会計参与を含む。）
 - (2) 上記2. から5. に掲げる者
 - (3) 最近において上記(1) 又は(2) に該当していた者

(注) 「重要な者」とは、

- (イ) 業務執行者の場合、取締役（社外取締役を除く。）、執行役、執行役員及び部長職以上の上級管理職にある使用人をいう。
- (ロ) 監査法人又は会計事務所に所属する者のうちの公認会計士、法律事務所に所属する者のうちの弁護士、財団法人・社団法人・学校法人その他の法人に所属する者のうちの評議員、理事及び監事等の役員をいう。

(ご参考)

本総会後の役員の構成（予定）及びスキルマトリックス

	氏名	属性	主な知識・経験・能力等						
			企業経営	グローバル	テクノロジー	マーケティング	財務 ファイナンス	法務・ ガバナンス	人材 マネジメント
取締役	小野 義昭		○	○	○				○
	出戸 利明		○	○		○			○
	菅野 悟				○	○			○
	轟 茂道	社外 独立					○	○	
	宮下 修	社外 独立	○	○		○			
監査役	平澤 秀明			○			○	○	
	烏丸 義明			○		○		○	
	吉原 達生	社外 独立	○	○	○				
	森谷 知子	社外 独立					○	○	

(注) 各役員の有するすべての知識・経験・能力等を表すものではありません。

第4号議案

当社執行役員及び従業員並びに当社子会社取締役に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社執行役員及び従業員並びに当社子会社取締役に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社は、当社グループの長期的な企業価値向上への意欲や士気を一層高め、当社グループの企業価値の増大を図ることを目的とし、当社執行役員及び従業員並びに当社子会社取締役に対し新株予約権を金銭の払込みを要することなく発行するものであります。

2. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等

(1) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

下記(3)に定める内容の新株予約権4,000個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式400,000株を上限とし、下記(3)により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数とする。

(2) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

(3) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。

ただし、株主総会における決議の日(以下「決議日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たり払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値に1.025を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）又は割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使による場合を除く。）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

③ 新株予約権を行使することができる期間

割当日の2年後の応当日の翌日から2029年3月31日まで

- ④ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - i 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i記載の資本金等増加限度額から上記iに定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑥ 新株予約権の行使の条件
 - i 新株予約権の割当てを受けた者又はその相続人が、新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
 - ii 新株予約権の割当てを受けた者が、次のいずれにも該当しなくなった場合には、新株予約権の割当てを受けた者は、該当しなくなった日から2年経過した日、又は、2029年3月31日のいずれか早く到来する日までに限り、未行使の新株予約権を行使することができるものとする。
 - a. 当社の役員、執行役員、従業員、相談役、顧問又は嘱託
 - b. 当社の子会社又は当社の親会社の子会社の役員又は従業員
 - iii 新株予約権の割当てを受けた者の相続人は、民法の規定に従い新株予約権を承継した日から6箇月間（ただし、2029年3月31日までとする。）に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
 - iv その他の条件は、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。
- ⑦ 新株予約権の取得条項
 - i 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会の承認が不要な場合は、当社の取締役会の承認がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

- ii 当社は、新株予約権の割当てを受けた者又はその相続人が、上記⑥に定めるところにより新株予約権を行使できなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- ⑧ 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- i 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記①に準じて決定する。
 - iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後払込金額に上記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - v 新株予約権を行使することができる期間
上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記④に準じて決定する。

- vii 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- viii 新株予約権の行使の条件
上記⑥に準じて決定する。
- ix 新株予約権の取得条項
上記⑦に準じて決定する。
- ⑨ 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- ⑩ その他新株予約権の細目等
上記に定めるものの他、新株予約権の募集事項及び細目事項については、別途開催される取締役会の決議により定める。

以 上

事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

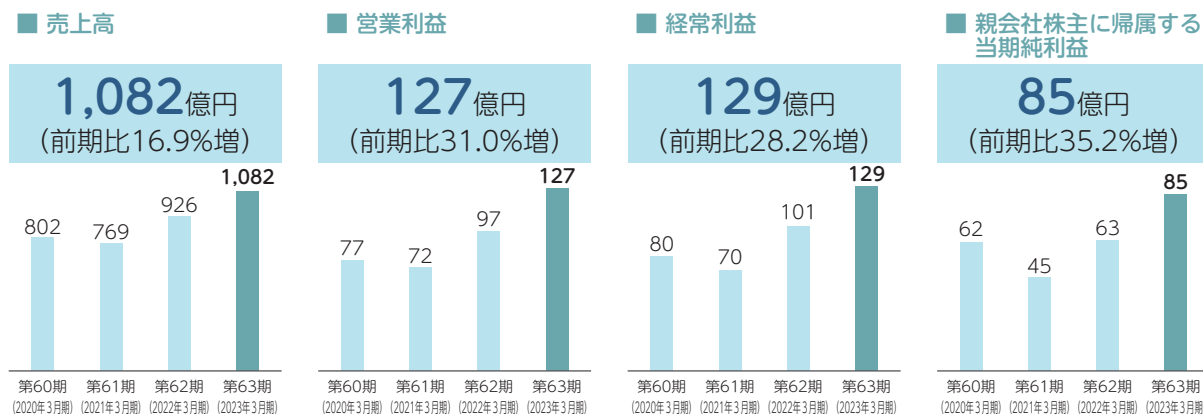
当連結会計年度における世界経済は、ウィズコロナの下で社会活動や人流が増加し、持ち直しつつありますが、エネルギー価格の高騰や物価の上昇により景気の回復が鈍化しました。米国では雇用が伸び、所得が増加するなど景気が持ち直しましたが、インフレ抑制のための相次ぐ金融引き締めが続く、景気後退のリスクが高まりました。欧州ではエネルギーの供給懸念が続く、景気回復が停滞しました。アジアでは中国で徹底した人流抑制が続いたことにより、生産や消費が停滞し、インド及びアセアン地域ではコロナ以前の水準まで景気が回復しました。

日本経済は、資源価格の高騰により生産回復のテンポが鈍化しましたが、企業の設備投資は回復し、個人消費は緩やかに持ち直しています。

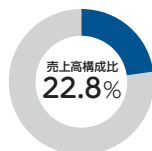
当社グループ関連の事業環境につきましては、自動車関連産業の需要が上向き、半導体産業の高水準な需要が続く、全体として好調に推移しました。

このような状況のもと、当社グループは国内外において主力製品及び新規事業製品の拡販に注力した営業活動を継続的に展開し、生産・供給体制の拡充を図ってまいりました。

この結果、当連結会計年度における業績は、売上高1,082億78百万円（前期比16.9%増）、営業利益127億49百万円（前期比31.0%増）、経常利益129億86百万円（前期比28.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益85億29百万円（前期比35.2%増）となりました。



(2) 事業別の概況



電子デバイス事業

売上高
24,684百万円
(前期比12.2%増)



事業別概況

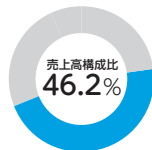
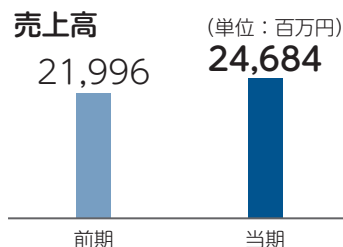
当事業では、自動車産業の部品調達不足の改善等により、自動車関連入力デバイスの出荷が増加し、為替影響もあり、全体として売上げを伸ばしました。

入力デバイスは、自動車向けキースイッチの出荷が増加し、薄型ノートパソコン用タッチパッドの出荷も好調に推移し、全体として売上げを伸ばしました。

ディスプレイ関連デバイスは、液晶接続用コネクタの出荷は伸び悩みましたが、視野範囲/光路制御フィルム（VCF）の出荷が伸び、全体として売上げは前年並みにとどまりました。

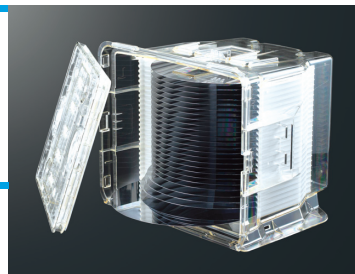
コンポーネント関連製品は、電子部品検査用コネクタの出荷が大きく落ち込みましたが、車載用シリコン成形品及び自動車用ワイパーの出荷が好調に推移して、売上げを伸ばしました。

この結果、当事業の売上高は24億684百万円（前期比12.2%増）、営業利益は16億94百万円（前期比42.8%増）となりました。



精密成形品事業

売上高
50,021百万円
(前期比18.7%増)



事業別概況

当事業では、半導体関連容器やOA機器用部品、シリコンゴム成形品の好調な出荷が続き、為替影響もあり、全体として売上げは前年を大幅に上回りました。

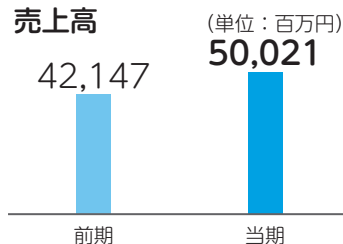
半導体関連容器は、300mmウエハー用容器などの出荷が好調に推移し、全体で売上げを大幅に伸ばしました。

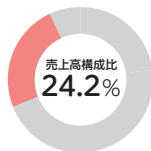
OA機器用部品は、主力のレーザープリンター用ローラの出荷が回復し、売上げは大幅に増加しました。

キャリアテープ関連製品は、微細電子部品用の出荷が伸び悩み、売上げは低調に推移しました。

シリコンゴム成形品は、ウィズコロナで医療が通常に戻り、主力の医療関連製品の出荷が増加し、全体として順調に売上げを伸ばしました。

この結果、当事業の売上高は50億021百万円（前期比18.7%増）、営業利益は98億67百万円（前期比28.8%増）となりました。





住環境・生活資材事業

売上高
26,236百万円
(前期比22.6%増)



事業別概況

当事業では、塩ビ関連製品の市場環境が非常に厳しい中、販売価格改定やM&Aにより、全体として売上げは前年を大きく上回りました。

ラッピングフィルム等包装資材関連製品は、株式会社キッチンスタの連結化により、売上げが大幅に増加しました。

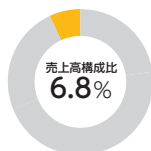
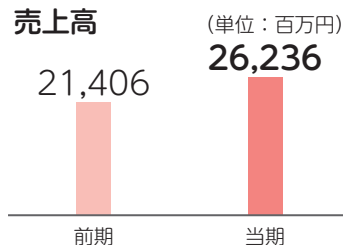
機能性コンパウンドは、海外新規顧客向けの出荷が拡大し、産業機械向けケーブル用途も好調で、売上げが大幅に伸びました。

塩ビパイプ関連製品は、出荷が低調でしたが、販売価格改定により売上げが増加しました。

外装材関連製品は、需要が伸び悩んだものの、販売価格改定が進み、全体として売上げは前年並みとなりました。

導電性ポリマーは、液晶ディスプレイ用途が低調だったものの、自動車用電子部品用途が好調で、売上げを伸ばしました。

この結果、当事業の売上高は262億36百万円（前期比22.6%増）、営業利益は9億9百万円（前期比87.1%増）となりました。



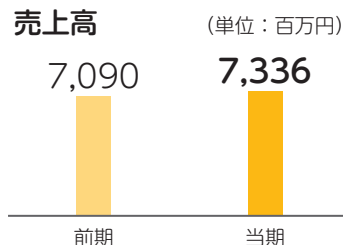
その他

売上高
7,336百万円
(前期比3.5%増)

事業別概況

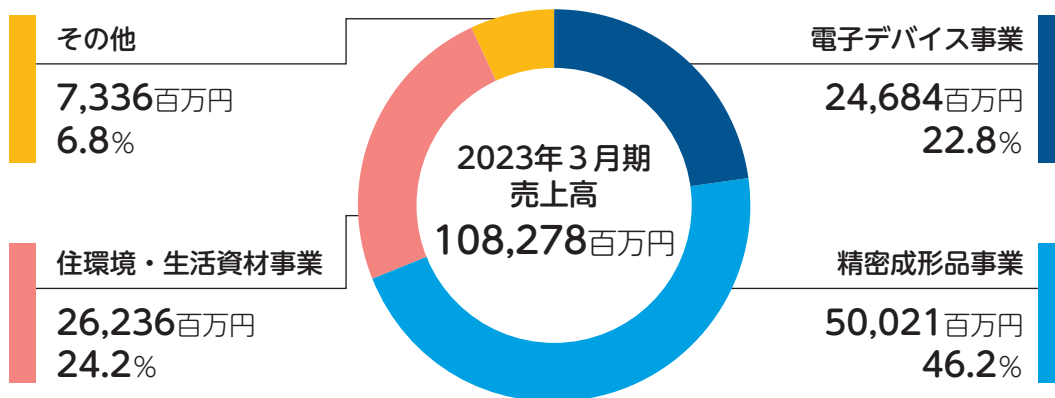
工事関連では、商業施設や公共施設の内装工事の受注が堅調に推移して、全体として売上げは前年並みとなりました。

この結果、その他の売上高は73億36百万円（前期比3.5%増）、営業利益は2億78百万円（前期比30.5%減）となりました。



【ご参考】

◎事業別売上高構成比



(3) 資金調達状況

当連結会計年度においては、特記すべき資金調達はありません。

(4) 設備投資状況

当連結会計年度の設備投資の総額は、101億10百万円であります。その主なものは、電子デバイス製品製造設備10億96百万円（電子デバイス事業）、半導体関連容器製造設備の増強を含む精密成形品製造設備78億円（精密成形品事業）及び住環境・生活資材製造設備11億98百万円（住環境・生活資材事業）であります。

(5) 対処すべき課題

当社グループのありたい姿である企業理念の実現に向け、2023年から始まる5か年の中期経営計画「Shin-Etsu Polymer Global & Growth 2027」に掲げる各戦略を推進し、成果につなげることが当社グループの課題と認識しております。

（事業戦略）

電子デバイス事業では、自動車用半導体の供給不足等の継続が懸念されますが、最適地生産と生産拠点の連携、さらなる合理化の取り組みを進め、基盤領域である入力デバイスのキースイッチやタッチスイッチなど自動車用途を中心に市場シェアの維持・拡大を進めてまいります。また、EV向けや自動運転向け車載デバイスなど成長領域への需要も取り込むべく注力してまいります。

精密成形品事業では、基盤領域であるOA機器用部品のシリコン配合技術や発泡技術を活かし、市場シェアを拡大して収益向上を図ります。成長領域である半導体関連製品は、既

存顧客への安定供給の維持を最優先に取り組み、効率的な生産体制を追求するとともに、最先端の半導体やパワーデバイスに対応した製品の拡販も進めてまいります。シリコンゴム成形品は、成長領域である高度医療機器・医薬品向けに押し出し技術を活用した部品などとして提案・拡販してまいります。

住環境・生活資材事業では、基盤領域である包装材料の配合技術を活かした特色ある製品によりシェア拡大を目指すとともに、2021年8月に子会社化した株式会社キッチンスタとのシナジー効果を更に追求して、収益力を強化してまいります。機能性コンパウンドは、独自開発の機能性素材を活かしてシェアの獲得に努めてまいります。成長領域である導電性ポリマー、薄膜エンラフィルムは、環境対応車用電子部品向けの製品を拡充してまいります。

加えて、原料価格の高騰によるコスト増については、製品価格の改定や生産の効率化を通じて対処してまいります。

(財務・非財務戦略)

基盤領域の収益向上と成長領域への強化を進め、株主還元の強化に取り組むにあたり、成長領域における積極的な設備投資を行い、また、シナジーの見込める領域でのM&Aを検討してまいります。具体的には、精密成形品事業の中期的な半導体関連市場の拡大を見据え、シリコンウエハー搬送用容器の生産能力増強を実施しております。

また、ROEは中期的に10%超の水準を目指し、配当水準については、配当性向の引上げを計画してまいります。

当社グループは、企業理念に基づき、安全、公正を最優先とする経営に徹し、社会とともに成長し続ける企業を目指しております。社会からの要請・期待に応えながら、事業を通じて社会課題の解決を目指し、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。ESGの課題として、環境負荷低減と省エネルギー、人権尊重、人財の多様性、CSR調達、ガバナンスの強化を中心に取り組んでまいります。

環境関連では、CO₂排出量の削減目標を2030年に2013年度比-46%、2050年のカーボンニュートラル達成を設定いたしました。今後は、再生可能エネルギーへの電力変換、省エネ設備への切り替え、太陽光発電の導入などの施策を推進いたします。

社会関連では、人権デューデリジェンスに基づく対策と改善、多様性に富み挑戦意欲を有する人財の育成および内部通報制度等の拡充を図ってまいります。

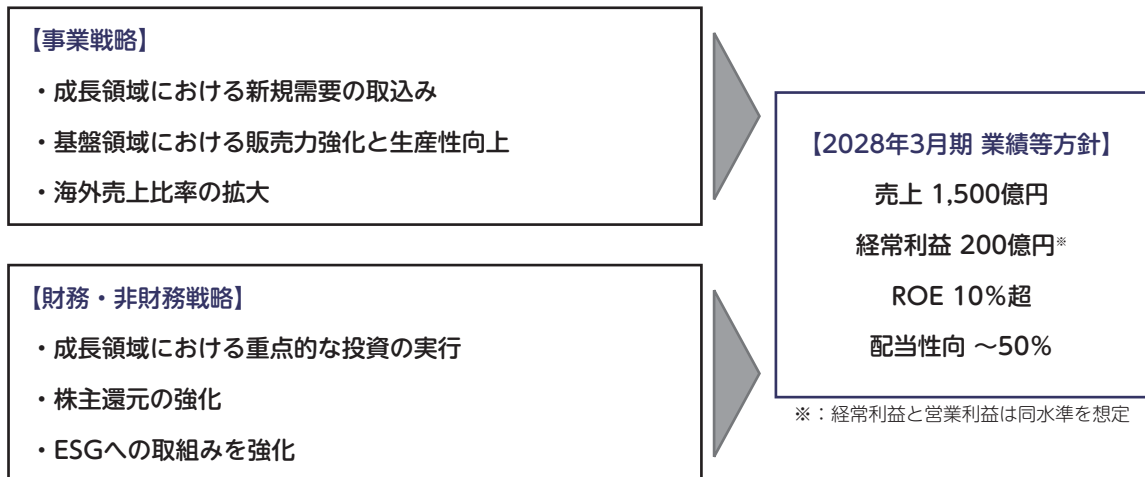
ガバナンスの強化については、サステナビリティとコンプライアンスに関する委員会活動を強化するとともに、株主・投資家との建設的対話を引き続き実施してまいります。

●中期経営計画“Shin-Etsu Polymer Global & Growth 2027”

信越ポリマーの目指す姿



中期経営計画 概要

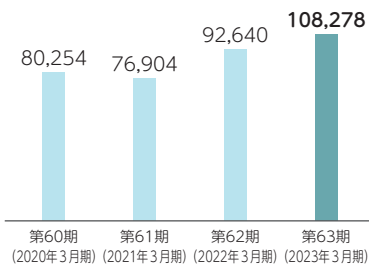


（注）詳細は2023年5月10日に適時開示いたしました、「信越ポリマー中期経営計画『Shin-Etsu Polymer Global & Growth 2027』の策定に関するお知らせ」をご覧ください。

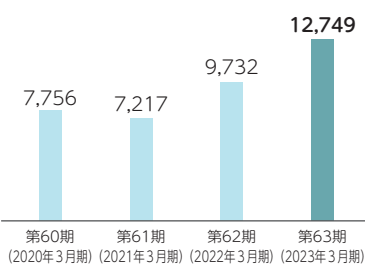
(6) 財産及び損益の状況の推移

		第60期 (2020年3月期)	第61期 (2021年3月期)	第62期 (2022年3月期)	第63期 (2023年3月期) (当連結会計年度)
売上高	(百万円)	80,254	76,904	92,640	108,278
営業利益	(百万円)	7,756	7,217	9,732	12,749
経常利益	(百万円)	8,097	7,021	10,129	12,986
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	6,288	4,536	6,308	8,529
1株当たり当期純利益	(円)	77.55	56.09	78.15	105.68
総資産	(百万円)	105,378	108,212	122,577	135,364
純資産	(百万円)	84,538	86,677	94,337	105,128
自己資本利益率	(%)	7.6	5.3	7.0	8.6

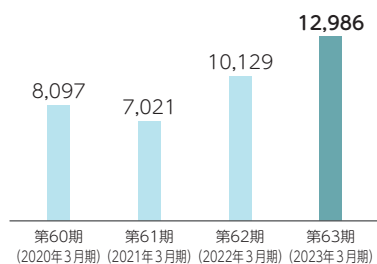
売上高 (単位：百万円)



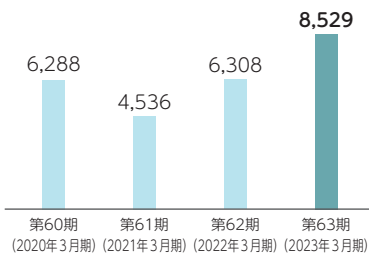
営業利益 (単位：百万円)



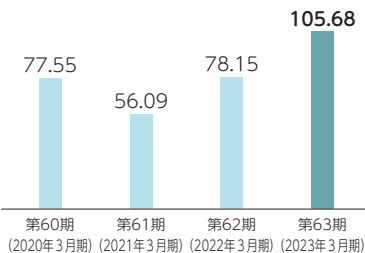
経常利益 (単位：百万円)



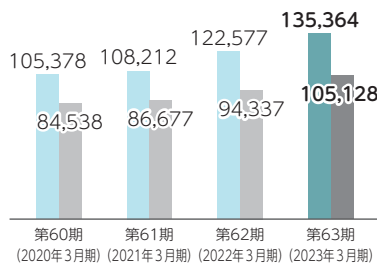
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



総資産/純資産 (単位：百万円)



(7) 重要な親会社及び子会社の状況等

① 親会社の状況

当社の親会社は、信越化学工業株式会社であります。

同社は当社の株式を53.1%保有しており、当社は同社から塩化ビニル樹脂、シリコーンを含む原材料の仕入れ等を行っております。

(注) 株式の保有比率は、自己株式を控除して計算しております。

② 親会社との間の取引について

i 当該取引をするに当たり、当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、親会社との取引に当たっては、価格その他の条件について、一般的な取引条件と同様の条件によることを基本とし、交渉のうえ、合理的な判断に基づき公正かつ適正に決定しております。

ii 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は、上場会社として、親会社からの独立性を確保して経営及び事業活動を行っており、上記 i のとおり、当社の利益を害さないように留意しております。また、当社の親会社と当社の少数株主との利益が相反する当社の重要な取引・行為について、独立社外取締役及び独立社外監査役から構成される「親会社との取引諮問委員会」において審議し、取締役会に意見を具申することとしております。これらのことから、当社取締役会は、親会社との取引の内容が適切であり、当社グループの利益を害するものではないと判断しております。

③ 重要な子会社の状況（2023年3月31日現在）

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
信越ファインテック株式会社	百万円 300	% 100	「精密成形品」等の販売及び建築内外装・店舗等の設計・施工
Shin-Etsu Polymer America, Inc.	千米ドル 7,000	100	「電子デバイス製品」の販売
Shin-Etsu Polymer (Malaysia) Sdn. Bhd.	千マレーシアリングギット 41,500	100	「電子デバイス製品」及び「精密成形品」の製造
Shin-Etsu Polymer Europe B.V.	千ユーロ 3,640	100	「電子デバイス製品」及び「精密成形品」の販売
蘇州信越聚合有限公司	千米ドル 15,300	100	「電子デバイス製品」の製造
Shin-Etsu Polymer Hong Kong Co., Ltd.	千香港ドル 14,414	*100	「電子デバイス製品」及び「精密成形品」の販売
Shin-Etsu Polymer Singapore Pte. Ltd.	千シンガポールドル 9,194	100	「電子デバイス製品」及び「精密成形品」の販売

- (注) 1. 主要な事業内容は、各事業の名称等により記載しております。
 2. 当社には、会社法に規定される特定完全子会社はありません。
 3. *印は子会社を通じて行っている出資を含めて算出している出資比率です。

(8) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

主 要 事 業	主 要 製 品
電 子 デ バ イ ス 事 業	入力デバイス、ディスプレイ関連デバイス、コンポーネント関連製品
精 密 成 形 品 事 業	OA機器用部品、シリコンゴム成形品、半導体関連容器、 キャリアテープ関連製品
住 環 境 ・ 生 活 資 材 事 業	ラッピングフィルム等包装資材関連製品、機能性コンパウンド、 塩ビパイプ関連製品、外装材関連製品、導電性ポリマー
そ の 他	工事関連他

(9) 主要な拠点 (2023年3月31日現在)

① 当 社

本 社：東京都千代田区大手町一丁目1番3号
支店・営業所：大阪支店、名古屋支店、福岡支店、仙台営業所、広島営業所、
札幌営業所
工 場：東京工場、児玉工場（以上、埼玉県）、南陽工場（山口県）、
塩尻工場、長野分工場（以上、長野県）、糸魚川工場（新潟県）

② 子 会 社

販売・工事他：信越ファインテック株式会社（東京都）
製造・販 売：株式会社キッチニスタ（茨城県）
販 売：信越聚合物（上海）有限公司（中国）
Shin-Etsu Polymer Hong Kong Co., Ltd.（同上）
Shin-Etsu Polymer Taiwan Co., Ltd.（台湾）
Shin-Etsu Polymer Vietnam Co., Ltd.（ベトナム）
Shin-Etsu Polymer (Thailand) Ltd.（タイ）
Shin-Etsu Polymer Singapore Pte. Ltd.（シンガポール）
Shin-Etsu Polymer America, Inc.（米国）
Shin-Etsu Polymer Europe B.V.（オランダ）
製 造：蘇州信越聚合有限公司（中国）

東莞信越聚合物有限公司（同上）

Shin-Etsu Polymer (Malaysia) Sdn. Bhd.（マレーシア）

PT. Shin-Etsu Polymer Indonesia（インドネシア）

Shin-Etsu Polymer India Pvt. Ltd.（インド）

Shin-Etsu Polymer Hungary Kft.（ハンガリー）

製造・販売：Hymix Co., Ltd.（タイ）

(10) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業別	従業員数	前連結会計年度末比増減
電子デバイス事業	2,451名	-396名
精密成形品事業	1,762名	-54名
住環境・生活資材事業	445名	+1名
その他	48名	-2名
合計	4,706名	-451名

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,005名	+4名	44歳	20年

(11) 主要な借入先 (2023年3月31日現在)

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項（2023年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 320,000,000株

(2) 発行済株式総数 82,623,376株
(自己株式1,690,917株を含んでおります。)

(3) 株 主 数 10,963名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
信 越 化 学 工 業 株 式 会 社	42,986	53.1
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	6,709	8.2
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,319	2.8
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD	1,930	2.3
AVI JAPAN OPPORTUNITY TRUST PLC	1,456	1.7
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS SEC LENDING	772	0.9
日本生命保険相互会社	768	0.9
J P モルガン証券株式会社	728	0.8
A V I G L O B A L T R U S T P L C	684	0.8
CEPLUX-THE INDEPENDENT UCITS PLATFORM 2	677	0.8

- (注) 1. 上記のほかに、信越ポリマー株式会社名義の株式（自己株式）が1,690千株ありますが、上記大株主からは除いております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

新株予約権の数	目的である株式の種類及び数
21,909個	普通株式 2,190,900株

(注) 新株予約権1個につき発行する株式数は、100株であります。

(2) 当事業年度末日における会社役員の保有する新株予約権の状況

	発 行 年 度	新株予約 権 の 数	目的である 株式の 種類及び数	1株当たり の発行価額	権利行使時の 1株当たり 払込金額	人数	権利行使期間
取 締 役	2017年度	500個	普通株式 50,000株	172円	1,056円	2名	2019年9月13日から 2023年3月31日まで
	2018年度	1,526個	普通株式 152,600株	121円	962円	3名	2020年9月13日から 2024年3月31日まで
	2019年度	1,200個	普通株式 120,000株	147円	759円	2名	2021年9月12日から 2025年3月31日まで
	2020年度	1,650個	普通株式 165,000株	191円	910円	3名	2022年9月11日から 2026年3月31日まで
	2021年度	1,650個	普通株式 165,000株	192円	1,051円	3名	2023年9月11日から 2027年3月31日まで
	2022年度	1,650個	普通株式 165,000株	218円	1,410円	3名	2024年9月13日から 2028年3月31日まで
監 査 役	2018年度	70個	普通株式 7,000株	無償	962円	1名	2020年9月13日から 2024年3月31日まで
	2019年度	70個	普通株式 7,000株	無償	759円	1名	2021年9月12日から 2025年3月31日まで
	2020年度	70個	普通株式 7,000株	無償	910円	1名	2022年9月11日から 2026年3月31日まで

(注) 1. 社外取締役は、当社の新株予約権を保有しておりません。

2. 新株予約権の行使の条件

(2017年度発行分)

- i 新株予約権者は、次のいずれにも該当しなくなった場合、該当しなくなった日から2年経過した日以後、新株予約権を行使することができない。
 - ・ 当社の役員、従業員、相談役、顧問又は嘱託
 - ・ 当社の子会社又は当社の親会社の子会社の役員又は従業員
- ii 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権を相続により承継した者は、承継日から6箇月間に限りこれを行使することができる。
- iii その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(2018年度、2019年度及び2020年度発行分)

- i 新株予約権の割当てを受けた者又はその相続人が、新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができない。
- ii 新株予約権の割当てを受けた者が、次のいずれにも該当しなくなった場合には、新株予約権の割当てを受けた者は、該当しなくなった日から2年経過した日、又は、権利行使期間の末日のいずれか早く到来する日までに限り、未行使の新株予約権を行使することができる。
 - ・ 当社の役員、従業員、相談役、顧問又は嘱託
 - ・ 当社の子会社又は当社の親会社の子会社の役員又は従業員
- iii 新株予約権の割当てを受けた者の相続人は、民法の規定に従い新株予約権を承継した日から6箇月間（ただし、権利行使期間の末日までとする。）に限り、新株予約権を行使することができる。
- iv その他の条件は、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。

(2021年度発行分及び2022年度発行分)

- i 新株予約権の割当てを受けた者又はその相続人が、新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができない。
 - ii 新株予約権の割当てを受けた者が、次のいずれにも該当しなくなった場合には、新株予約権の割当てを受けた者は、該当しなくなった日から2年経過した日、又は、権利行使期間の末日のいずれか早く到来する日までに限り、未行使の新株予約権を行使することができる。
 - ・ 当社の役員、執行役員、従業員、相談役、顧問又は嘱託
 - ・ 当社の子会社又は当社の親会社の子会社の役員又は従業員
 - iii 新株予約権の割当てを受けた者の相続人は、民法の規定に従い新株予約権を承継した日から6箇月間（ただし、権利行使期間の末日までとする。）に限り、新株予約権を行使することができる。
 - iv その他の条件は、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。
3. 監査役には新株予約権を付与しておりません。表中の新株予約権は当該監査役が従業員であったときに付与したものであります。

(3) 当事業年度中に執行役員及び従業員等に交付した新株予約権の状況

① 交付した新株予約権の数

執行役員 1,900個
従業員等 1,450個

② 新株予約権の目的である株式の種類及び数

普通株式 執行役員 190,000株（新株予約権1個につき100株）
従業員等 145,000株（新株予約権1個につき100株）

③ 新株予約権の1株当たりの発行価額

無償

④ 新株予約権の権利行使時の1株当たり払込金額

1株当たり 1,410円

⑤ 新株予約権の権利行使期間

2024年9月13日から2028年3月31日まで

⑥ 新株予約権の行使の条件

- i 新株予約権の割当てを受けた者又はその相続人が、新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができない。
- ii 新株予約権の割当てを受けた者が、次のいずれにも該当しなくなった場合には、新株予約権の割当てを受けた者は、該当しなくなった日から2年経過した日、又は、権利行

使用期間の末日のいずれか早く到来する日までに限り、未行使の新株予約権を行使することができる。

- ・ 当社の役員、執行役員、従業員、相談役、顧問又は嘱託
- ・ 当社の子会社又は当社の親会社の子会社の役員又は従業員

iii 新株予約権の割当てを受けた者の相続人は、民法の規定に従い新株予約権を承継した日から6箇月間（ただし、権利行使期間の末日までとする。）に限り、新株予約権を行使することができる。

iv その他の条件は、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。

⑦ 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権者は、第三者に対して、新株予約権の全部又は一部につき、譲渡、質権の設定その他一切の処分行為をすることができない。

（当社執行役員及び従業員並びに子会社取締役に対して交付した新株予約権の区分別内訳合計）

区 分	新 株 予 約 権 の 数	目的である株式の数	交 付 者 数
執 行 役 員	1,900個	190,000株	8名
従 業 員	1,250個	125,000株	25名
子 会 社 取 締 役	200個	20,000株	4名

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2023年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況等
代 表 取 締 役 長	小 野 義 昭	
取 締 役	出 戸 利 明	営業本部長
取 締 役	高 山 徹	社長室管掌 株式会社キッチニスタ代表取締役社長
取 締 役	轟 茂 道	公認会計士・税理士 轟茂道事務所所長
取 締 役	宮 下 修	
常 勤 監 査 役	宮 崎 盛 雄	
常 勤 監 査 役	平 澤 秀 明	
監 査 役	細 木 幸 仁	
監 査 役	吉 原 達 生	

- (注) 1. 取締役 轟 茂道及び宮下 修の両氏は、社外取締役であります。なお、取締役 轟 茂道及び宮下 修の両氏については、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 監査役 宮崎盛雄及び平澤秀明の両氏は、長年の経理業務の経験を有している等、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査役 宮崎盛雄、細木幸仁及び吉原達生の各氏は、社外監査役であります。なお、監査役 吉原達生氏については、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 当社は、定款の規定に基づき、社外取締役 轟 茂道及び宮下 修の両氏並びに社外監査役 宮崎盛雄、細木幸仁及び吉原達生の各氏とそれぞれ責任限定契約を締結しております。その内容の概要は、次のとおりであります。
- [社外取締役及び社外監査役との責任限定契約の概要]
当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める最低責任限度額であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、執行役員及び監査役並びに当社の子会社のすべての取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が当社又は当社子会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して被保険者が株主又は第三者から損害賠償請求された場合の被保険者が被る損害及び訴訟費用等が補填されることとなります。

(2) 執行役員の状況 (2023年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況等
代表取締役社長	小 野 義 昭	
取締役専務執行役員	出 戸 利 明	営業本部長
取締役常務執行役員	高 山 徹	社長室管掌 株式会社キッチニスタ代表取締役社長
常務執行役員	古 川 幹 雄	営業本部新事業統括室長 半導体・電子部品容器事業管掌
常務執行役員	菅 野 悟	開発本部長
常務執行役員	柴 田 靖	管理本部長兼人事部長 業務監査管掌
執行役員	小 林 直 樹	営業本部営業統括室長 蘇州信越聚合有限公司董事長
執行役員	石 原 寛	信越ファインテック株式会社代表取締役社長
執行役員	佐 藤 光 男	生産本部長
執行役員	高 橋 正 人	生産本部糸魚川工場長
執行役員	小 和 田 収	管理本部経理部長 Shin-Etsu Polymer Singapore Pte. Ltd.社長 Shin-Etsu Polymer (Malaysia) Sdn. Bhd.最高経営責任者

(注) 1. 次のとおり、執行役員の担当を変更しております。

(2022年5月1日付)

氏 名	新担当	旧担当
柴田 靖	管理本部長兼人事部長 業務監査管掌	管理本部長兼人事部長 業務監査・環境保安管掌

(2022年10月1日付)

氏 名	新担当	旧担当
小和田 収	管理本部経理部長 Shin-Etsu Polymer Singapore Pte. Ltd.社長 Shin-Etsu Polymer (Malaysia) Sdn. Bhd.最高経営責任者	管理本部経理部長 Shin-Etsu Polymer Singapore Pte. Ltd.社長 Shin-Etsu Polymer (Malaysia) Sdn. Bhd.社長

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	人 数	報酬等の総額	基本報酬	非金銭報酬等
取 締 役 (うち社外取締役)	5名 (2名)	209百万円 (22百万円)	173百万円 (22百万円)	35百万円 (－)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	37百万円 (24百万円)	37百万円 (24百万円)	－ (－)
合 計	9名	246百万円	210百万円	35百万円

- (注) 1. 業績連動報酬はありません。
2. 非金銭報酬等として、取締役に対しストックオプションを付与しております。ストックオプションとして発行した新株予約権の内容及びその状況は、3. 会社の新株予約権等に関する事項に記載のとおりです。
3. 取締役の基本報酬の額には、当事業年度中の取締役賞与引当金繰入額34百万円が含まれておりません。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役 轟 茂道氏は、公認会計士・税理士轟茂道事務所所長を兼職しておりますが、当社と同事務所との間には特別の関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	轟 茂道	当事業年度の取締役会14回のすべてに出席し、必要に応じて、主として、経験豊富な公認会計士・税理士の専門的視点及び独立的・客観的な立場から不正防止の対応等につき発言を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会及び親会社との取引諮問委員会の委員長を務め、独立した客観的な立場から発言を行っております。
取締役	宮下 修	当事業年度の取締役会14回のすべてに出席し、必要に応じて、主として、総合商社における医療品事業分野での豊富な経験を活かすとともに、独立的・客観的な立場からM&Aへの取り組み等につき発言を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会及び親会社との取引諮問委員会の委員を務め、独立した客観的な立場から発言を行っております。
監査役	宮崎盛雄	当事業年度の取締役会14回のすべてに、また、当事業年度の監査役会18回のすべてにそれぞれ出席し、必要に応じて、主として、財務・会計の見地及び客観的な立場から発言を行っております。
監査役	細木幸仁	当事業年度の取締役会14回のすべてに、また、当事業年度の監査役会18回のすべてにそれぞれ出席し、必要に応じて、主として、業務上の豊富な経験を活かすとともに、客観的な立場から発言を行っております。
監査役	吉原達生	当事業年度の取締役会14回のすべてに、また、当事業年度の監査役会18回のすべてにそれぞれ出席し、必要に応じて、主として、事業会社における幅広い分野での豊富な経験と見識を活かすとともに、客観的な立場から発言を行っております。また、親会社との取引諮問委員会の委員を務め、独立した客観的な立場から発言を行っております。

(5) 取締役の報酬等の決定に関する方針

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、指名・報酬委員会の諮問及びその答申を経た上で取締役会の決議により、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を定めており、その内容は、以下のとおりです。

ア. 基本方針

当社の取締役の報酬は、業績及び株価を反映させ、企業価値向上に対する取締役の経営責任が明確となるような報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、役割に応じた固定報酬としての「基本報酬」、年次業績を反映する「賞与」及び中期の業績向上を目的とした非金銭報酬等としての「ストックオプション」により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、「基本報酬」のみを支払うこととする。

イ. 基本報酬及び賞与（いずれも金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。当社の取締役の賞与は、毎年、一定の時期に支給するものとし、担当事業の年次業績等を踏まえて、諸般の事情を総合的に勘案して決定するものとする。

ウ. 非金銭報酬等の内容及び数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬等は、中期的な企業価値向上との連動性を強化した報酬構成とするため、ストックオプションとし、当社の業績、社会情勢等を総合的に勘案して取締役会が決定した時期に付与するものとし、付与する個数は、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

エ. 金銭報酬の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、指名・報酬委員会において検討を行う。取締役会（オ. の委任を受けた代表取締役社長）は指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を

決定することとする。

オ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととする。なお、ストックオプションは、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当個数を決議する。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2008年6月27日開催の第48回定時株主総会において年額4億円以内の範囲で、具体的金額の決定は、代表取締役社長に委任する旨決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2006年6月29日開催の第46回定時株主総会において、年額3億円以内の範囲でストックオプションとして新株予約権を付与する旨決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は10名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項及び個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社の役員個人別の報酬等の内容は、株主総会で承認された総額の範囲内で、役割等を考慮し、取締役については取締役会から授権された代表取締役社長 小野 義昭が、決定しております。この権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからです。また取締役会は、代表取締役によりこの権限が適切に行使されることを確保するため、任意に設置された取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の答申の内容に従って代表取締役が決定を行うこととしております。指名・報酬委員会が決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会もその答申を尊重し、代表取締役により決定された取締役の個人別報酬の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 E Y新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①	当社の会計監査人としての報酬等の額	65百万円
②	当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	70百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当社の会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等について確認し検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、Shin-Etsu Polymer America, Inc.、Shin-Etsu Polymer (Malaysia) Sdn. Bhd.、Shin-Etsu Polymer Europe B.V.、蘇州信越聚合有限公司、Shin-Etsu Polymer Hong Kong Co., Ltd. 及び Shin-Etsu Polymer Singapore Pte. Ltd.は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任する方針であります。

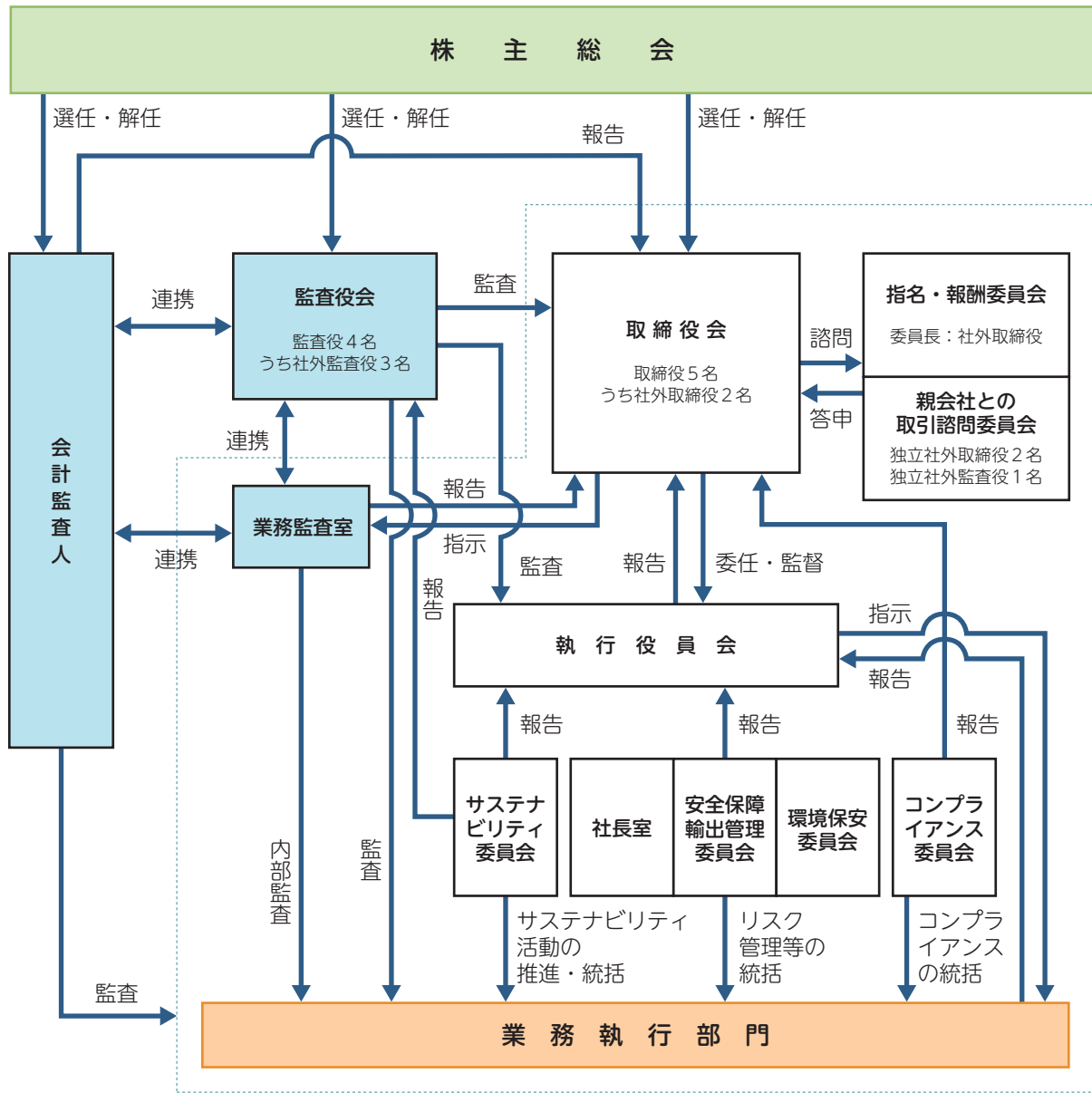
また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により適正な監査の遂行が困難であると認められる等必要があると判断される場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

(注) 本事業報告では、金額、株式数及び持株比率については、表示単位未満の数値を切り捨てて表示しております。

【ご参考】

(2023年3月31日現在)

当社のコーポレート・ガバナンス体制図



連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

単位：百万円（百万円未満切捨表示）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	98,072	流動負債	27,489
現金及び預金	46,900	支払手形及び買掛金	15,065
受取手形、売掛金及び契約資産	24,745	電子記録債務	2,948
電子記録債権	3,509	未払金	735
商品及び製品	11,291	未払法人税等	1,719
仕掛品	2,006	未払費用	2,361
原材料及び貯蔵品	6,333	賞与引当金	1,713
未収入金	2,723	役員賞与引当金	34
その他	922	その他	2,911
貸倒引当金	△ 360	固定負債	2,746
固定資産	37,292	退職給付に係る負債	1,335
有形固定資産	33,689	その他	1,410
建物及び構築物	12,885	負債合計	30,236
機械装置及び運搬具	7,245	(純資産の部)	
土地	6,975	株主資本	100,360
建設仮勘定	4,457	資本金	11,635
その他	2,125	資本剰余金	10,764
無形固定資産	872	利益剰余金	79,619
ソフトウェア	126	自己株式	△ 1,660
のれん	199	その他の包括利益累計額	4,373
その他	546	その他有価証券評価差額金	338
投資その他の資産	2,730	為替換算調整勘定	4,030
投資有価証券	934	退職給付に係る調整累計額	4
繰延税金資産	639	新株予約権	394
その他	1,155	純資産合計	105,128
資産合計	135,364	負債・純資産合計	135,364

連結損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

単位：百万円（百万円未満切捨表示）

科 目	金	額
売 上 高		108,278
売 上 原 価		74,546
売 上 総 利 益		33,731
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		20,982
営 業 利 益		12,749
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	131	
受 取 配 当 金	110	
為 替 差 益	139	
固 定 資 産 売 却 益	62	
そ の 他	139	583
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	34	
固 定 資 産 除 却 損	207	
建 物 解 体 費 用	68	
そ の 他	36	346
経 常 利 益		12,986
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	3	3
特 別 損 失		
減 損 損 失	1,616	1,616
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		11,373
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	3,307	
法 人 税 等 調 整 額	△ 463	2,843
当 期 純 利 益		8,529
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		8,529

(ご参考)

(要約)連結キャッシュ・フロー計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

単位：百万円 (百万円未満切捨表示)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純利益	11,373
減価償却	3,935
減損	1,616
のれん償却	206
固定資産除却	81
売上債権の増加額	207
棚卸資産の増加額	△ 1,649
仕入債権の増加額	△ 3,967
その他	1,137
	△ 787
小計	12,152
法人税等の支払額	△ 3,233
その他	205
営業活動によるキャッシュ・フロー	9,124
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の増加額	△ 32
有形固定資産の取得による支出	△ 10,401
その他	△ 767
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 11,200
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
配当金の支払額	△ 2,577
その他	78
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,498
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	2,569
V 現金及び現金同等物の減少額	△ 2,005
VI 現金及び現金同等物の期首残高	45,848
VII 現金及び現金同等物の期末残高	43,843

(要約連結キャッシュ・フロー計算書に関する注記)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

(2023年3月31日現在)

現金及び預金勘定	46,900百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△ 3,057百万円
現金及び現金同等物	43,843百万円

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

単位：百万円 (百万円未満切捨表示)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	53,237	流動負債	24,044
現金及び預金	21,631	支払手形	137
受取手形	1,012	電子記録債権	2,430
電子記録債権	2,417	買掛金	11,347
売掛金	16,469	未払金	561
商品及び製品	5,612	未払費用	1,011
仕掛品	692	未払法人税等	1,303
原材料及び貯蔵品	2,464	預り金	4,200
未収入金	1,785	賞与引当金	1,421
その他	1,341	役員賞与引当金	34
貸倒引当金	△ 189	その他	1,595
固定資産	34,607	固定負債	1,732
有形固定資産	22,002	長期未払金	64
建築物	8,257	退職給付引当金	753
機械及び装置	259	資産除去債務	915
車両運搬具	3,482	負債合計	25,777
工具、器具及び備品	67	(純資産の部)	
土	758	株主資本	61,350
建設仮勘定	5,632	資本金	11,635
無形固定資産	581	資本剰余金	10,514
ソフトウェア	97	資本準備金	10,469
その他	483	その他資本剰余金	45
投資その他の資産	12,023	利益剰余金	40,859
投資有価証券	808	利益準備金	1,019
関係会社株式	7,670	その他利益剰余金	39,840
関係会社出資金	1,734	別途積立金	15,230
長期前払費用	233	繰越利益剰余金	24,610
繰延税金資産	1,181	自己株式	△ 1,660
その他	394	評価・換算差額等	323
資産合計	87,845	その他有価証券評価差額金	323
		新株予約権	394
		純資産合計	62,068
		負債・純資産合計	87,845

損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

単位：百万円（百万円未満切捨表示）

科 目	金 額	額
売上高		72,905
売上原価		52,216
売上総利益		20,688
販売費及び一般管理費		13,535
営業利益		7,153
営業外収益		
受取利息	9	
受取配当金	3,182	
為替差益	357	
固定資産売却益	62	
その他	25	3,637
営業外費用		
支払利息	7	
固定資産除却損	204	
建物解体費用	68	
その他	28	308
経常利益		10,482
特別利益		
新株予約権戻入益	3	3
特別損失		
減損損失	142	
関係会社株式評価損	2,073	2,215
税引前当期純利益		8,269
法人税、住民税及び事業税	2,091	
法人税等調整額	△ 532	1,559
当期純利益		6,710

独立監査人の監査報告書

2023年5月17日

信越ポリマー株式会社
取締役会 御 中

E Y 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 剣 持 宣 昭
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 渡 邊 力 夫
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 川 脇 哲 也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、信越ポリマー株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、信越ポリマー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報

告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に

関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2023年5月17日

信越ポリマー株式会社
取締役会 御 中

E Y 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 剣 持 宣 昭
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 渡 邊 力 夫
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 川 脇 哲 也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、信越ポリマー株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内

容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表

示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第63期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。なお、第63期事業年度においては、上記の会議への出席、子会社との意思疎通等に際しては、適宜、オンライン形式等も使用いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号口の判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月19日

信越ポリマー株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 宮 崎 盛 雄 ㊟

常勤監査役 平 澤 秀 明 ㊟

社外監査役 細 木 幸 仁 ㊟

社外監査役 吉 原 達 生 ㊟

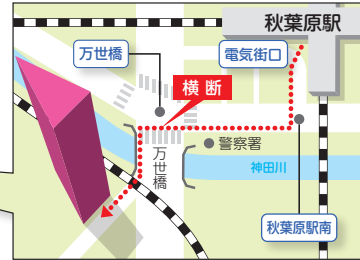
以 上

第63回定時株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区神田須田町一丁目25番地
J R 神田万世橋ビル ステーションコンファレンス万世橋（4階）
 (電話)03-6859-8200 (代表)



秋葉原駅からのアクセス



上図の通り万世橋交差点の**横断歩道**を渡ってから**左折**願います。
 横断せずに左折すると、しばらく横断することができません。

J R 神田万世橋ビル



交通機関のご案内

- | | | |
|---------|------------|---------------------|
| (J R) | ■ 秋葉原駅 | 電気街口 …………… 徒歩 5分 |
| | ■ 御茶ノ水駅 | 聖橋口 …………… 徒歩 7分 |
| | ■ 神田駅 | 北口 …………… 徒歩 7分 |
| (東京メトロ) | ■ 丸の内線淡路町駅 | A 3 番出口 …………… 徒歩 4分 |
| | ■ 銀座線神田駅 | 6 番出口 …………… 徒歩 4分 |

NAVITIME

出発地から株主総会会場までスマートフォンがご案内します。右図を読み取りください。



会場には、本総会専用の駐車場、駐輪場の用意はございませんので、
 公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。